

# 利尻富士町立小・中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱

平成21年8月26日公布

利尻富士町教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第33条の規定に基づき、利尻富士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した就学すべき小学校又は中学校（以下「就学指定校」という。）を変更することができる場合の要件及び手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(変更の要件)

第2条 就学指定校の変更にかかる具体的な要件、変更期間及び添付書類等については、別表のとおりとする。

(保護者の申立)

第3条 保護者は、就学指定校の変更の申立をしようとするときは、就学指定校変更申立書（様式第1号）に別表で定める添付書類等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(変更の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により申立があったときは、内容を審査し、その結果について、就学指定校変更等通知書（様式第2号）により速やかに当該申立をした保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学指定校の変更を通知したときは、変更前及び変更後の就学指定校の学校長に対しその旨通知するものとする。

(変更後の届出)

第5条 保護者は、就学指定校が変更された場合において第3条の申立の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出るとともに、教育委員会の指示に従うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

要件	変更期間	添付書類等	
1) 住居に関する理由	① 学年途中で転居するが、引き続き転居前の学校への就学を希望する場合	転居時点の学期を終了するまで (ただし、小学校6年生及び中学校3年生の場合は、卒業までを限度とする。)	転居が確認できる書類（住民異動届等）
	② 新築等に伴い転居することが確実なため転居前から転居先の通学区域の学校へ就学する場合	転居する日まで	建築確認書など事実が確認できる書類
2) 家庭の事情に関する理由	① 保護者が病気療養等によりほかの通学区域の家庭に保護されている場合	理由が解消するまで	医師の診断書など事実が確認できる書類
	② 児童の帰宅後の保護に支障が生じる場合	小学3年生終了まで (継続が必要な場合は別途協議)	申立書等
3) 教育的理由	① いじめや深刻な悩みにより就学指定校への就学が困難な場合	理由が解消するまで	申立書等
	② 不登校の解消を理由とする場合	理由が解消するまで	申立書等
4) その他やむを得ない事情があると教育委員会が認める理由		教育委員会が適当と認める期間	事実が確認できる書類

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

利尻富士町教育委員会 様

住 所

保護者 氏 名

印

電話番号

—

就学指定校変更申立書

就学指定校を次の理由で変更したいので、利尻富士町立小・中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱第3条の規定により申立します。

記

(ふりがな) 児童(生徒)氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日 (学年)	年 月 日 (小・中学校 第 学年)	続 柄	
現 住 所	利尻富士町		
就学指定校	利尻富士町立 小・中学校		
就学希望校	利尻富士町立 小・中学校		
変更希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
変 更 理 由			

様

利尻富士町教育委員会

就学指定校変更等通知書

年 月 日付で申立のあった就学指定校変更について、利尻富士町立小・中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱第4条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 就学指定校変更を承認する。

(1) 児童（生徒）氏名

(2) 変更後の就学指定校及び学年

(3) 変更する期間

(4) 変更の条件

ア 保護者は、児童（生徒）の通学について、責任をもって対処するものとする。

イ 就学指定校変更申立書の記載内容と相違するとき又は記載内容に変更が生じたときは、速やかに届出をし、教育委員会の指示に従うこと。

2 就学指定校を変更しない。

(1) 児童（生徒）氏名

(2) 変更しない理由